

平成21年全国消費実態調査の改正内容について

改正の視点

世帯の収支・資産をより正確にとらえる統計の作成
行政・民間の統計ニーズに的確に応える結果の提供

地方の事務負担の軽減
記入者負担の軽減

二人以上世帯の削減

- ・二人以上の世帯を全国推計値の精度に大きく影響しない範囲（約2,000世帯）で削減
- ・地方の事務負担軽減を考慮

コールセンターの設置、オンライン回答の導入

- ・世帯からの照会業務などへの地方の事務負担を軽減するため、コールセンターを設置
- ・世帯の調査票提出の利便を図るため、政府共同利用システムを活用したオンライン回収を導入

電子調査票は
PDF形式（家計簿以外）
及び
Excel形式（家計簿）を
採用

調査事項の変更

- 新しい統計ニーズに応えるための調査事項の変更
- ・家計簿に電子マネーの利用記入欄を追加
 - ・11月分家計簿に購入地域欄を追加
 - ・世帯票の就業・非就業の別欄を非正規就業などが把握できるように変更
 - ・耐久財等調査票の品目の変更
 - ・その他

モニター調査の実施

- 若年単身者の面接困難による地方・調査員の負担増への対応
- ・民間調査会社を活用したモニター調査の導入
 - ・調査員調査の標本とは別に約1,600世帯を割当標本で調査
 - ・モニター調査の結果は調査員調査とは別に公表し両調査の統合結果は参考として公表
 - ・施設数が減少している寮・寄宿舎に対する調査を廃止

平成21年全国消費実態調査

全国単身世帯収支実態調査

統計審議会答申（抜粋）

平成 11 年に実施される全国消費実態調査の計画について（平成 11 年 2 月 19 日統審議第 5 号）

2 今後の課題

我が国経済の低迷が続く中で、全国消費実態調査など報告者が日々家計簿を記入する調査については、家計消費の動向及び構造を明らかにするというデータニーズが高まる一方で、プライバシー意識の高まり、オートロックマンション等閉鎖的な建築物の増加等による調査環境の変化により調査への協力が低下し、調査の現場では所定の標本数を確保していくことが極めて困難となってきた。しかも、この問題については、今後、更に深刻化するものと見込まれる。

このため、全国消費実態調査については、その重要性にかんがみ、調査方法等を抜本的に見直す時期に来ていると考えられ、その見直しを検討する枠組みを早期に設定する必要がある。その中で、次回調査の円滑な実施を図る観点から、例えば、思い出し方式の導入による「家計簿」の記入期間の短縮化、一部の標本へのモニター（自発的調査協力者）の採用等について具体的に検討する必要がある。それに合わせ、次回調査における「個人収支簿」に係る調査については、家計の個別化の実態を世帯の家計収支等と関連付けて明らかにするため、全国消費実態調査全体としての報告者負担を抑制しつつ、標本数の追加、全国消費実態調査の標本世帯に対する実施等について検討する必要がある。

平成 16 年に実施される全国消費実態調査の計画について（平成 16 年 1 月 16 日統審議第 1 号）

2 今後の課題

本調査は、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等の家計の実態を明らかにする重要な調査である一方、報告者にとっては、3 か月間にわたり日々家計簿に記帳しなければならないほか、家計の資産等も調査されるなど、負担の重い調査となっている。

これに加えて、昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等により、若年単身世帯を中心として調査対象世帯への面接が困難となっており、実査を担う地方公共団体及び統計調査員の負担も増大していることから、実査の現状を把握した上で、必要に応じ試験調査を実施することを含め、調査方法の見直しを検討する必要がある。

さらに、本調査の実施予定年度である平成 21 年度は平成 16 年度と同様大規模周期統計調査がふくそうすることを受けて、大規模周期統計調査について簡素・合理化を図ることとし、その具体化に向け、調査規模、調査方法等を検討するとともに、実施時期の調整の検討を行うことが求められている。

このため、全国消費実態調査の今後の在り方については、単身世帯を始めとした調査方法の見直し等の具体的な検討を行う場を、調査実施部局において平成 16 年 7 月までに設置し、その中で平成 16 年調査の実施状況の分析・評価と併せて検討を行う必要がある。

人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査関連

第 13 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 12 月 25 日（木）10：00～12：10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、稲葉専門委員、川津専門委員、西郷専門委員、重川専門委員、永井専門委員
審議協力者（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行）
調査実施者（大貫消費統計課長ほか 3 名）
事務局（犬伏統計審査官ほか 1 名）
- 4 議 題 平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について
- 5 概 要
 - （1）事務局から前回部会の結果概要及び調査実施者から前回部会での指摘に対する回答について、それぞれ説明が行われた。
 - （2）その後、前回に引き続き、論点メモに沿って審議が行われた。主な意見等は、以下のとおり。

調査事項について

耐久財等調査票

- ・ 以下の質疑があったが、「耐久財等調査票」については、21 年調査は計画の調査票で実施することで適当とされた。

なお、「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の取り扱いについては、今後の検討課題とし、その際、諸外国の例も踏まえ、活用目的の明確化、価格評価の方法などを検討することが必要であるとされた。また、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握するかも検討課題とされた。

「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」については、カナダの例（Survey of Financial Security-2005）にもあるように、耐久消費財として把握するのではなく、その価値貯蔵機能を重視して金融資産とならんで年収・貯蓄等調査票において捉える対応の仕方もあるのではないかとされた。

指摘 1（品目の選定）については、統計の継続性を確保することも重要な観点であり、従来の結果に影響が及ぶことになると問題であるので、調査実施者の回答でよい。なお、「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」については、時価評価することが難しく、それを集計することにどのような意味があるか疑問である。さらに調査客体からの問い合わせ対応の事務負担の増が予想される。

昭和 45 年国富調査においても「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」は把握しておらず、日本の世帯ストックのベンチマークとなるものが存在しない。その中で全国消費実態調査は

ストックを把握する役割が期待されるのではないか。一方、企業においても「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」は会計上は減価償却しない資産としている企業も多く、それは今後の統計調査でも特掲することが検討されている。ストック統計体系の構築の設計においては、世帯所有資産は本調査で検討すべき課題と考える。

カナダにおいて「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」は投資対象と考えられているのか。投資対象と考えられているのであれば、個々人が時価評価することも可能と考えられる。

カナダにおいても必ずしも投資対象としてのみ考えられているわけではないので、統計調査としての時価評価の困難性の認識は日本と同様であると思う。

試験調査を行うなど、次回（平成 26 年調査）にどうするかを最終的に決めたいとする調査実施者が提案している対応案 1（宝石・貴金属、美術品、骨董品等については、平成 21 年調査ではこれまでどおり調査しない。次回以降調査するかどうかについては、今後の価格評価の方法を含めた検討を行う。）が妥当ではないか。

対応案 1 において、試験調査をしても、妥当性の検証が難しいのではないか。また、導入に当たってカナダの調査の調査事項、表章結果を参考として検討するとしても、かなり長期を要する課題ではないか。

耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票のどちらで把握するのも将来の検討課題ではないか。

（財）家計経済研究所が行っている「消費生活に関するパネル調査」での住まいの資産価値についての回答金額が大きく変動する例が見られるので、試験調査に当たっては回答の安定性について確認を行う必要がある。

調査客体から何故必要かと問われるので、活用目的を明確にしておくことが必要である。

指摘 2（固定品目（家具・電気製品等）の選定）については、電気製品は、今後、実効価格は高額化していくと考えられるが、選定基準に従い時勢に合わせた品目の入れ替えがなされていくものと思うので、今回の計画どおり実施することよい。

家計簿

- ・ 以下の質疑があったが、「電子マネー」欄の追加については、適当とされた。

今回はプリペイド方式のみを電子マネーとして扱うことにしているが、消費者行動の面から電子マネーの使用額を把握するという目的との関係から考えると、さらに検討の余地があるのではないか。

プリペイドは事前にお金を払ったことを消費者が意識するので、今回のような整理とした。

財布の中に現金で入っているか、カード形態で入っているのかの区分で電子マネーを考えることで、調査客体には分かりやすいのではないか。

- ・ 「購入地域」欄の追加については、特に意見はなく、適当とされた。

年収・貯蓄等調査票

- ・ 以下の質疑があったが、「年収・貯蓄等調査票」については、21 年調査は計画どおりの実

施で適当とされた。

なお、家計の個計化に対応した、貯蓄現在高の世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員別の把握、株式の国内、国外別の把握など調査票の充実については、今後の検討課題とされた。

年間収入については、世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員の別に捕捉することとなっているが、貯蓄現在高については世帯一括で把握する設計となっている。家計の個計化を捉える観点から、貯蓄現在高についても世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員の別に把握すべきではないか。

重要な指摘と認識する。調査票設計上の問題もあり、次回以降の課題として検討したい。

「年収・貯蓄等調査票」の欄外に、「別にお渡しした封筒に入れ、密封して、調査員にお渡しください。」との記述があるが、複数枚調査票を渡した場合は、別々に封入して提出するのか。そうであれば個々に分けた集計も可能ではないか。

希望した世帯には複数枚の調査票、封筒を渡している。個々人の貯蓄現在高を把握することを目的としたものではなく、分けないと記入してもらえない世帯について、例外的な取り扱いをしているものである。

複数の調査票が提出された場合、二重集計とならないか。

複数に分けて記入したいと希望した世帯が提出することとなるので、二重集計にはならないものと考えている。

このような取り扱いについては、調査客体に対して十分な説明が必要ではないか。

借入金残高(負債)について、住宅の質の向上を分析する観点から、住宅の購入・建築、増改築、土地の購入別に分けて把握すべきではないか。また、株式についても国内、国外別に把握するなど、家計の資産や負債の構造をより詳細に把握することを、本調査における今後の大きな軸とするべきではないか。

住宅・土地統計調査との切り分けもあるので、今後、他部局とも相談していきたい。

また、調査客体の負担が増えることとなるので、調査客体から批判がでないようにする観点からも検討したい。

実査の現場からみると、白紙を入れてくる世帯が増えていると感じている。

収支の個計化だけでなく、資産の個計化をどのように捉えるかは、今後の課題であり、21年調査で実施することは困難であると考える。

世帯票

- ・ 以下の質疑があったが、「就業・非就業の別」欄の細分化については、パートとアルバイトを一体として把握することについて、調査実施者が持ち帰り検討することとなった。

調査員が客体からパートとアルバイトの違いについて問われたときに説明できない。あえて区分して取る必要はあるのか。「パート・アルバイト」と1つにできないか。

パートとアルバイトを定義付けることが難しいことから、労働力調査で実施している呼称により調査することとしているものである。

迷って答えづらいことが回答率の低下につながることとなるので、民間の調査では、パー

トとアルバイトは一体として把握することが多い。

1週間のうち、3日は派遣社員として働き、あとはアルバイトで働く場合、どのように回答するのか。

主な仕事について記入してもらおうことを考えており、その旨を「記入のしかた」で解説するつもりである。

- ・ 「世帯票」について、非同居家族員を含めた家族類型を把握するため、「(16) その他の人の場合」欄に「世帯主との続柄」を追加することを、今後の検討課題すべきとの稲葉専門委員からの提案について、以下の質疑があり、これについては、現在の調査票を使ってきめ細かい表章を工夫するとともに、今後の検討課題とすることとされた。また、他調査(住宅・土地統計調査、住生活総合調査、国勢調査)との関係整理については、部会長メモに盛り込む方向で検討することとされた。

インビジブルファミリー、非同居の世帯同士が経済的に支え合う形態が増えており、世帯の家計は世帯単体では捉えられない状況となっている。その際、子の結婚の有無、就業の有無なども複合的に把握できるとよいと思う。

本提案は、今回の21年調査で対応可能な部分があるのではないかと。調査票のスペースの問題であれば、「現住居等に関する事項について」のうち、「(23)水洗式トイレの有無」を削除すればよいのではないかと。

「(23)水洗式トイレの有無」は、帰属家賃の推計のための回帰式に入っており、削除することはできない事情がある。

世帯類型別の表章ということであれば、「全国消費実態調査」で把握することがよいのか、「国民生活基礎調査」で把握することがよいのか、統計調査間の役割分担も考える必要があるのではないかと。

非同居家族員を含めた家族類型について、現状の調査票を使いきめ細かい表章を工夫したい。

「新中・長期構想」の指摘について、フォローアップの一環として世帯の在り方に関する研究が行われ、世帯形態はある程度整理されたが、どこで、どのような調査をすべきかの結論は出ていない。住宅については、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、国勢調査にも調査事項が入っており、そろそろ各調査間での整理をすべき時期に来ていると考えている。

《集計事項・結果の公表について》

- ・ 統合集計について、調査実施者において、専門委員からの提案も含めて、今後検討していくこととされた。

【専門委員の提案のポイント】

統合集計を行う準備として、比推定及び結果検証を行うための層を整備する必要がある。この層としては、就業構造基本調査で実施している比推定の層のように、世帯の種類別(単身、一般)、地域別、男女別、年齢階級別が考えられる。

今後、統合集計の推計方法については、全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態

調査の結果も見ながら検討していきたい。

《 全国単身世帯収支実態調査について》

- ・ 以下の質疑があったが、統計調査名については原案どおりとする、モニター調査の実施に当たっては、調査実施者がアンケート調査の実施を検討しているので、改正計画どおりの実施で適当とされた。

クレーム、当事者意識が薄れる懸念などを考慮すると、対象を定義づけるような名称とはしない方が安全である。

モニター調査の検証に当たっては、他の単身者を対象とした調査との対比も有益ではないか。

《全体を通じて》

- ・ 最後に、全体を通じて、以下のような意見があった。

全国単身世帯収支実態調査（モニター調査）は、民間委託されるが民間調査機関と十分な意思疎通を図り実施することが重要である。

統計委員会の基本計画の答申の議論の中でも、民間委託については十分慎重に対応してほしいとのことであった。

部会長メモにおいて、全国消費実態調査結果は、JSNAの四半期報（QE）にしか活用されていない皮肉な現状にあることを踏まえ、今後、中長期的に統計システム全体における消費推計としてより有効な利用の在り方を考える上で、全国消費実態調査側や本部会から問題提起として記述してもらいたい。

(3) 事務局から、「答申骨子案（イメージ）」について、説明が行われた。

6 その他

部会長から、「答申骨子案（イメージ）」について、意見等があれば、1月5日（月）までに電子メールで事務局へ提出するよう依頼が行われた。

次回部会は、1月13日（火）に開催し、答申（案）について審議を行うこととされた。

第 14 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 1 月 13 日（火）10：00～12：15
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、稲葉専門委員、川津専門委員、西郷専門委員、重川専門委員
審議協力者（内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行）
調査実施者（大貫消費統計課長ほか 3 名）
事務局（犬伏統計審査官ほか 1 名）
- 4 議 題 平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について

5 概 要

- (1) 事務局から、前回部会の結果概要について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から、前回部会での指摘事項である「世帯票」における「パート」、「アルバイト」の区分について、前回部会での指摘を踏まえ、「パート・アルバイト」に修正するとの回答があり、了承された。
- (3) 事務局から答申案の朗読及び説明の後、答申案の項目ごとに順次審議が行われた。
答申案については、以下のように修正、整理することとし、部会として了承された。なお、具体的な修文については部会長一委任とされた。

「ア 全国消費実態調査」について

《ウ）調査方法について》

「ただし」以下のコールセンターの記述について、「地方公共団体等への苦情につながる」とまで答申で言及する必要はないとの意見があり、そのように修正することとされた。

「イ 全国単身世帯収支実態調査」について

《エ）調査方法について》

全体の書きぶりとは平仄を合わせる観点から、「適当と考えるが、」を「適当と考える。ただし、」とすべきとの意見があり、そのように修正することとされた。

第 2 段落について、モニタリングの言葉の意味を考えると、「モニタリングを適切に実施する等により、民間調査機関と十分な意思疎通を図り」は不適當であり、「民間調査機関と十分な意思疎通を図り、調査対象の秘密保護に欠けること等のないようモニタリングを適切に実施する等により」と修正すべきとの意見があり、そのように修正することとされた。

《オ）集計事項について》

以下のような意見があり、そのように修正することとされた。

本調査で使われている用語に合わせ、「世帯総合」を「総世帯」に修正すべきである。

3行目以下の文章について、平仄を合わせるため、「計画であるが」を「計画である。ただし、」とし、「現時点において、」を「その評価が困難である。」の前に移動すべきである。

「しかし、統合集計を行うことを勘案した場合、」について、上文とのつながりが悪いので「しかし」を削除し、「統合集計を行うためには、」に修正すべきである。

「2 今後の課題」について

以下のような意見があり、そのように整理、修正することとされた。

《全体の構成について》

調査票ごとに項目を立てた記述ではなく、サブジェクトごとの項目立てとし、具体的には、「(3)」の「また、」以下を1つの項目として立てるべきである。

全国消費実態調査における今後の課題検討に当たり、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意することを「前文」として記述すべきである。

《(2)(家計の個計化)について》

の乙調査(個人収支簿)について、本部会でモニター調査を導入することについて十分な議論が尽くされていないこと、また、基本計画答申において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」(平成23年中に結論を得る。)との指摘が行われていることから、モニター調査の導入には言及しないこととし、基本計画答申を踏まえた本調査の在り方に限定した記述とすべきである。

の甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、「世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員別に」の記述は細かすぎるので、「世帯員別に」と簡潔な記述とすべきである。

また、「株式の国内、国外別を把握することの可否」は、資産の個計化を捉えるためではなく、家計資産の的確な把握のためであるので、(4)の家計資産の的確な把握の項目に移動すべきである。

ととの順序を入れ替えるべきである。

《(3)(「世帯票」)について》

同じ世帯票ということではあるが、 이슈が異なるので、「また、」以下の住宅に関する事項の把握については、1つの項目として分けるべきである。

《(4)(「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の把握)について》

「株式の国内、国外別を把握することの可否」を書き加え、その際、記述の仕方として、「家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。」との一文を起し、その下に、
、
としてそれぞれの事項を列記すべきである。

(4) 1月19日(月)の答申案の統計委員会への報告と併せて、統計名の変更、国民経済計算における本調査結果の有効利用の検討について、部会長から報告することとされた。